

健感発 0822 第 2 号

平成 30 年 8 月 22 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 3 月 29 日の予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び平成 30 年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正しましたので、主な改正内容を下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

- ・ 第一「原因の究明」の中に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条の 2 第 2 項に規定する指定提出機関（都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所をいう。）がインフルエンザの患者を診断した場合における当該患者の検体又は病原体の一部の提出義務について追記する。
- ・ 新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められていることから、指針中の新型インフルエンザに関する記載を削除する。

第 2 適用期日

平成 30 年 8 月 22 日